

(協議第25号 慣行の取扱いについて)別紙

1 名誉市民

	小田原市	南足柄市
規定	小田原市名誉市民条例	南足柄市名誉市民条例
決定方法	議会の議決により決定	市長の委嘱する選考委員会の推挙を経て、市議会の議決により決定
実績	4名	1名
調整案	・小田原市の規定を適用することを基本とする。 ・なお、過去に名誉市民として位置づけられている者は、合併後の市においても引き続き名誉市民とする。	
考え方	事業の目的や意図が近似している。	

2 市政功労賞

	小田原市	南足柄市
規定	小田原市表彰条例	南足柄市表彰条例
対象	(1)市長：6年以上 (2)副市長、教育長：8年以上 (3)市議会議員：10年以上 (4)教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員：12年以上	(1)市長：8年以上 (2)市議会議員：12年以上 (3)農業委員会の委員又は市議会の選挙若しくは同意を得て選任される各種委員：12年以上 (4)消防団長又は交通指導隊長：10年以上 (5)市の公益に関し、特に功績のあった者
調整案	<ul style="list-style-type: none"> ・市政功労者（表彰）は、南足柄市の規定を基に改めて調整する。 ・ただし、消防団長又は交通指導隊長は本制度での表彰の対象とせず、別制度での表彰とする。 ・なお、過去に市政功労者として位置づけられている者は、合併後の市においても引き続き市政功労者とする。 	
考え方	対象となる職の任期に配慮し調整を行う。	

3 市の木及び花

	小田原市	南足柄市
市の木	くろまつ	さざんか
市の花	うめ	りんどう
調整案	両市の規定を合わせたものを合併後の市の木及び花とするよう調整する。	
考え方	それぞれ、両市民に親しまれてきたことから、引き続き、合併後の市の木、花とする。	

4 市の鳥及び魚

	小田原市	南足柄市
市の鳥	コアジサシ	なし
市の魚	メダカ、アジ	なし
調整案	合併後の市においても現行の小田原市の規定を引き続き使用する。	
考え方	小田原市においては、市民に親しまれていることから、合併後の市に引き継ぐ。	

5 市民憲章

	小田原市	南足柄市
制定	昭和51年7月20日	昭和47年4月1日
全文	<p>わたくしたちは、黒潮おどる相模灘にのぞみ、梅の香におう天守閣をあおぐ「小田原」の市民です。</p> <p>わたくしたちは、先人の残した文化を誇りにし、西湘の近代都市としての限りない発展に願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>1 健康で明るい生活を大事にし、豊かな心をそだてましょう。</p> <p>1 元気で働くことを喜び、しあわせな家庭をきずきましょう。</p> <p>1 隣人と仲良くし、だれにもやさしく親切にしましょう。</p> <p>1 きまりを守り、力をあわせ、住みよいまちをつくりましょう。</p> <p>1 緑と水を大切にし、平和な明日の繁栄につとめましょう。</p>	<p>わたくしたち南足柄市民は、恵まれた郷土の自然を生かし、先人の偉業を受けついで、このまちが緑豊かな明るく住みよい産業文化都市として、限りなく発展することを願い、市民としての誇りと自覚をもつて、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちは、つねに心とからだをきたえ、明るいまちをつくります。</p> <p>1 わたくしたちは、教養を豊かにし、文化の高いまちをつくります。</p> <p>1 わたくしたちは、働くことを喜び、力づくよく伸びるまちをつくります。</p> <p>1 わたくしたちは、緑と自然を愛し、きれいなまちをつくります。</p> <p>1 わたくしたちは、きまりを守り、力をあわせて平和で安全なまちをつくります。</p>
調整案	小田原市のものを基本とするが、合併時の両市の市民の思いを考慮し、必要に応じて検討する。	
考え方	合併後の市における市民の共通のよりどころを示すため、両市の市民感情へ配慮しつつ、統合を行う。	

6 子ども憲章

	小田原市	南足柄市
制定	なし	平成14年4月1日
全文	なし	<p>わたしたちは、豊かな水と緑と長い歴史の中で発展する郷土に暮らしていることを喜び、お互いの人権を尊重し合い、やさしい心を持ったたくましい子どもになることを誓い、ここに南足柄市子ども憲章を定めます。</p> <p>わたしたちは、健康や安全に心がけ、いのちを大切にします。</p> <p>わたしたちは、思いやりの心を持ち、互いに認め合い仲良くします。</p> <p>わたしたちは、自然や文化に親しみ、家族や地域の人とのふれあいを大切にするとともに、広く世界に目を向けていきます。</p> <p>わたしたちは、自分の考えをしっかりと持ち、正しいと思ったことは責任を持って行動します。</p> <p>わたしたちは、将来に夢や希望を持ち、ねばり強く自分の道を切り開きます。</p>
調整案	合併時に「南足柄市子ども憲章」を廃止する。	
考え方	小田原市では「子ども憲章」が制定されていないが、「教育都市宣言」を制定しており、内容的により普遍性のあるものとなっている。また、「おだわらっ子の約束」の内容が、「南足柄市子ども憲章」の内容と重なるものである。このことから、「南足柄市子ども憲章」は廃止するが、その趣旨を「教育都市宣言」及び「おだわらっ子の約束」に継承するよう内容を検討する。	

7 各種宣言

(1) 平和都市宣言

	小田原市	南足柄市
制定	平成5年10月1日	昭和60年6月20日
全文	<p>わが国は、世界で唯一の核被爆国であり、国民は、日本国憲法にもとづく恒久平和の実現をめざし、世界から核兵器を廃絶することを共通の願いとしています。</p> <p>わたくしたちのまち小田原は、過去に戦災を被るという悲しい歴史をもっています。そして多くの歴史的文化遺産を守り続けているわたくしたちには、こうした惨禍をくり返すことのないよう、平和を守り、きらめく城下町を次の世代へ引き継いでいく責務があります。</p> <p>小田原市は、美しい地球を大切にし、輝かしい人類の未来を信じ、世界平和を実現するため、ここに永久に平和都市であることを宣言します。</p>	<p>核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議</p> <p>我が国は、世界唯一の核被爆国であり、核兵器を廃絶し恒久平和を実現することが国民共通の念願である。</p> <p>しかしながら、地球上では今なお核兵器が増強され、世界平和と人類の生存に脅威を与えている。</p> <p>よって、南足柄市は、非核三原則を順守し、すべての核兵器が廃絶されることを強く希求し、核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。</p> <p>以上、決議する。</p>
調整案	小田原市の規定を引き続き使用することを基本とする。	
考え方	小田原市は、市としての宣言である一方、南足柄市の宣言は議会決議という方式で機関意思（議会意思）としての決定であることから、比較的整っていると見える小田原市の事務処理方法を適用する。	

(2) 公明選挙のまち宣言

	小田原市	南足柄市
制定	なし	昭和38年2月26日
全文	なし	選挙は民主政治の基盤であり、明るく豊かな町民生活は、正しい選挙によって実現されるものと信ずる。しかし、最近の選挙が必ずしも公明、かつ適正でないことは誠に遺憾である。このときあたり、選挙界から選挙違反を追放し、公明選挙を確立することは現下の急務である。よって、本町議会の決議をもって「公明選挙の町」たることを宣言し、南足柄町民すべての希望と熱意を結集して、これが実現を期するよう努力する。
調整案	合併後の市では同様の宣言を行わない。	
考え方	現代社会において、選挙時に不正が行われる件数は、ごく少数である。また、現在の選挙執行での大きな課題は、万人の安全・安心な生活を保障できる安定した政治のため、投票率の低下傾向に歯止めをかけることである。	

(3) 交通安全都市宣言

	小田原市	南足柄市
制定	なし	昭和47年11月22日
全文	なし	<p>我国における産業経済の成長と生活文化の向上に伴い、わが南足柄市も近代的産業文化都市として著しい伸展を示してきた。これにともない自動車交通は、ますます輻輳し、これによる生命財産の損傷は、日をおって増加し、市民に大きな暗影を投じている。</p> <p>このような状況の中にあつて、本市から交通事故の不安と脅威を除き静かで安全な明るく住みよい産業文化都市としての市民生活を確保するため、交通環境の改善を積極的に推進するとともに市民自らの手で交通道德の普及、高揚に努力する必要を痛感する。</p> <p>よって我々は、本大会にあたり全市民一丸となつて安全都市の理想を達成すべくことに南足柄市を「交通安全宣言都市」とすることを宣言する。</p>
調整案	南足柄市の交通安全都市宣言の内容を引き続き踏襲した形で、合併後の市でも同様の宣言を行う。	
考え方	交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、死亡事故や高齢者等による事故は増加傾向にあるので、南足柄市の宣言を参考に合併後の市として新たに調整を行う。	

(4) 環境都市宣言のまち宣言

	小田原市	南足柄市
制定	なし	平成10年12月12日
全文	なし	<p>わたくしたちの住む地球は、人類が求め続けてきた文化的な生活と社会経済活動の発達により、大気汚染、水質汚濁、さらにごみの増加など、様々な環境問題に直面しています。</p> <p>わたくしたちのまち南足柄は、狩川のきらめく清流と山々の豊かな緑に恵まれた産業文化都市として発展してきました。</p> <p>このすばらしい南足柄の豊かな自然を守り育て、快適な生活環境をつくりあげ、未来の人たちに引き継ぐことが、わたくしたちの責任です。</p> <p>わたくしたちは、一人ひとりが環境に影響を与えていることを自覚し、市民、事業者、行政が一体となって、地球環境にやさしい社会の実現を目指したまちづくりに取り組むことを、ここに宣言します。</p>
調整案	合併後の市では同様の宣言を行わない。	
考え方	合併後の市における宣言については、必要性も含め合併後に検討する。	

(5) 教育都市宣言

	小田原市	南足柄市
制定	平成16年4月1日	なし
全文	<p>○一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。</p> <p>○家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。</p> <p>○学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。</p> <p>○地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくりに努めます。</p> <p>○地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める実践活動を進めます。</p>	なし
調整案	小田原市の規定を引き続き使用することを基本とする。	
考え方	教育都市宣言の内容には普遍性があり、合併後の市に移行しても、引き続き継承していく。	